

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№549
2016.11.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 避難者訴訟 2回目の検証について..... 笹山尚人
新任中学教員過労自死公務災害認定..... 海道宏実
—まやかしの「働き方改革」でなく、真の長時間労働は正こそ急務！
河合塾ユニオン不当労働行為救済申し立て事件について..... 竹内 平
「共謀罪」法案への取り組みを..... 町田伸一
〈連続企画「国会答弁を斬る！」④〉
安倍政権の言葉に宿る言霊..... 岸 朋弘
COLAP 創立シンポジウム&懇親会に参加してみませんか..... 磯部たな
—アジア太平洋法律家会議から、協会設立へ
ロースクールの実情と法曹養成
国民に開放された法曹養成制度に..... 岸 朋弘
 学習会報告 東京オリンピック招致問題—浄化政策と排除の祭典
 70期向け4団体合同説明会へ是非ご参加を
 講演録「憲法情勢の一断面—安保関連法と`自衛隊的なもの、(下)」（植松健一）



川越唐人揃い

避難者訴訟 2回目の検証について



東京 笹山 尚人

福島原発被害弁護団が担当する「避難者訴訟」（福島地裁いわき支部）で、二回目となる検証が実施されました。この件について以下報告します。

一、前提

避難者訴訟がいかなる訴訟であるかについては、第一回目の検証の様子とあわせて向川純平会員が、「青年法律家」の五四六号で報告されているので、それを参照してください。もう捨ててしまった会員のみなさま、ホームページから閲覧できます。

二、今回の検証の内容

今回の検証は、二〇一六年七月二日に行われた二回目（いわき市内の仮設住宅、広野町、楯葉町）に引き続きもの。検証自体は、二月一〇日に第三回、山木屋地区の検証を予定しています。

第二回は、南相馬市小高区、浪江町、双葉町が舞台です。

南相馬市小高区では、原告Tさんのご自宅、小高駅とその周辺の商店街を、浪江町では原告Oさんのご自宅、浪江駅とその周辺の商店街を、双葉町では原告Oさんのご自宅、経営していた養蜂場、双葉南小学校をそれぞれ訪問し、現地で弁護士や原告のみなさんから状況を説明し、質疑を受けました。

双葉町では記者団も合流して同行。検証の様子について養蜂場で代表撮影をし、検証がすべて終了後、富岡町役場にて全体取材を受けました。午前九時四五分に開始した検証が、全体終了したのは午後四時半過ぎでした。

三、検証の状況

(1) 南相馬市小高区ではまずTさんのご自宅を訪問しました。ヒノキの格天井などこだわりぬいて作られたご自宅が、事故によって使えなくなつた状況が見て取れました。地震の時間で止まったままの時計が、被害者のみなさんの生活が、この時間に断ち切られたことを象徴していました。嫁入り道具で持つてこられた筆筒と、中に納められた着物。Tさんの涙ながらのお話を、私も泣きながら聞いていました。

小高駅周辺は、私も自分の担当原告のご自宅を訪問した際に訪れた懐かしい空間です。避難指示が解除され、戻つてよいということになつていても、多くの建物が失われ、商店は再開せず、街には行き交う人もありません。説明してくれたKさんのお話を聞きながら、かつての街を思い浮かべ、失われたものを感じました。いまは、建物解体や除染のための作業の音が飛び交うのみです。

(2) 建物解体や除染の作業音がより大きいのは浪江駅周辺です。ここでは駅周辺は、倒壊してい

る建物、解体作業中の建物、解体作業を待つ建物が多く見受けられました。避難で街は完全に街としての顔を失っており、かつてにぎわったと思われる商店の痕がむき出しに残っています。

Oさんのご自宅は、これもまたこだわりのお宅でした。庭が見事で、庭を眺めながらのひとときは、さぞかし心落ち着く時間であったろうと思われました。その庭には、イノシシの足跡がくつきり残っていました。また、ご自宅内に、葛の枝が伸びていたのには仰天しました。このような状況を目にしなければならぬとは、Oさんの説明の口調に無念さがにじんでいました。

(3) 双葉町に入るためには、スクリーニング場での防護着用が必要になります。

原告団は、フルセットの着用をいたしました。

東電の関係者のみなさんは、「大丈夫、大丈夫。来年春から戻っていいよ！」って立場の手前でしょうか、みなさん軽装でした。若い人もいるのに、これでもいいのかなあ、この会社は、という感想を持ちました。

このスクリーニング場から記者団が合流したのですが、彼らは私たちの防護服と同じ姿です。

一番重装備だったのは裁判所のみなさんです。裁判官や裁判所職員は、継ぎ目も全てテープでふさぐ仕様でした。花粉症予防用と思しきゴーグルや、フィルター付きのマスクまで着用していまし

た。例えば映画「アウトブレイク」(古い?)の科
学者たち。あるいは、ドラマ「24」のシーズン3の
科学者たち(マニアック?)。あの姿です。

(4) 双葉町では、まずOさんのご自宅を見まし

た。このご自宅は、増築を重ねた大きなものです
が、内部がすさまじい状態でした。とにかくあり
とあらゆるものが全て散らかっているのです。帰還
困難区域ということもあり、立ち入りが思うよう
にいかないため、ほとんど事故当時のままの状況で
あるのに加え、動物が侵入を繰り返した結果、彼
らが荒らしまわった状況が加わっています。自宅内
の放射線数値も高い。今回の検証は、ポイントポ
イントで放射線測定も行いました。Oさんの自宅
内は二マイクロシーベルト/hを超えています。

次にOさんが経営していた養蜂場に行きまし
た。ここでは、記者の代表撮影が行われ、テレビ
カメラも入って、裁判官たちが検証をしている様
子が撮影されました。

Oさんが丹精込めて努力を重ねて作り上げた養
蜂の箱が無残に倒れ野ざらしとなって、現在は雑
草に覆われている状況がありました。

ここでの放射線測定は、今日最大値で、六マイ
クロシーベルト/hを超えた数値でした。

最後に、双葉南小学校の状況を視察。二〇〇名
もの小学生がいた学校が荒れ果てている様子。と
くにグラウンドが一面雑草に覆われていたのが印

象的でした。サッカーゴールが置いてあるので、
グラウンドとかるうじて認識できますが、それが
なかったらただの雑草地にしか見えなかったでし
ょう。

移動中に見えた双葉町の街並みは、荒れ果てて
いるの一言です。ここでは作業自体がほとんど行
われていないのですから、町は事故によって放置
された状況です。小学校のイベントとしての鼓笛
パレードが行われたであろう街並みは、かつての
賑やかさも人の温かみも、丸ごと失われてしまっ
ていました。

(5) スクリーニング場に戻り防護服を外し、初
めて大きく息を吸い込みました。持っていた測定
器を返し、それに基づき、「あなたが今回の立ち
入りで受けた放射線の量は三マイクロシーベルト
です」という証明書をいただきました。

放射線の量の大小はあれ、汚染されていなかっ
た場所を、こんなふうにも命の危険を及ぼす物質で
汚してしまった。みなさんが先祖代々受け継いでき
た大切な土地を、建物を、こんなふうにも人の手で
汚してしまつた。そんなことの象徴に思えました。

四、検証の感想

検証とは五感の作用によって、証拠によって認
められる事実を感得するもの。まさに現場主義の
法律家活動を地深く青法協活動を地深く証拠

調べです。風が、音が、臭いが、法廷の中では分らない被害を伝えてくれる。

今回の二回の検証によって、原発事故が原告団のふるさとを大きく変えてしまい、生活の拠点と人と人とのつながりを、奪っていったということ

を余すことなく立証でき、それが裁判官たちの胸に、大きく刻み込まれたものと確信しています。

五、今後について

避難者訴訟は、検証と並行して原告本人尋問を

続け、かつ専門家証人の採用を求めてまだまだ取り組みをばく進させています。今後ともご注目いただければと思います。

河合塾ユニオン不当労働行為 救済申し立て事件について

あいち 竹内 平

1 不当労働行為の概要

業界最大手の一つである学校法人河合塾（本社名古屋）は大型校舎だけでも北は河合塾札幌校から南は専修学校河合塾北九州校・福岡校等と全国に及び、また、進学研究社など関連グループ会社を持ち、「学ビス」（ビデオ学習）なども展開し、公開されている事業報告書などによれば河合塾関係の講師は約二〇〇〇人ほどに及びますが、そのほとんどが有期契約となっています。

こうした塾において、二〇一〇年三月五日に東京公務公共一般労働組合首都圏大学非常勤講師組合大学分会内河合塾分会（通称、河合塾ユニオン）が講師有志によつて塾講師の労働条件の改善と向上のために結成され、現在、東北・関東・中部・近畿・九州など全国に組合員を擁し、公然化して、講師の労働条件問題を取り上げて団体交渉に積極的に取り上げてきました。

ところが、河合塾は、二〇一二年一月二七日付で、九州地区のユニオンの中心的メンバーであるM講師の雇い止めを塾生アンケート（塾生に「満足」「不満」などを答えさせるもの）を根拠に強行してきました。しかし、M講師は二四年にわたり化学講義を担当し広く塾生の進学相談に乗ったり、河合塾関係の学習教材の製作にも携わってきた講師です。また、河合塾が取りあげている塾生

アンケートには講師の雇用の可否を判断する上では、様々な欠陥があるばかりでなく、河合塾がM講師の雇用終了の根拠とする「基準」はきわめて恣意的なもので、加えて、実際には河合塾がいうような「基準」によつて運営されているわけではなく、この「基準」とはかわりなく、現に少なからぬ講師が講義を担当しています。しかも、アンケート結果は担当クラスの状況などによつても大きく左右されます。ところが、河合塾は次年度のアンケートの結果が出る前に一方的に決めた数値にならなければそれ以降の講師契約を終了してもよいという誓約書の提出をしなければだちに雇用を終了させると言い出しました。次年度のアンケート結果の全体（平均）がどのようなものになるかも分からないにもかかわらず、これまでの「平均」の数値近くの数値の達成を求めるといふ全く不当なものでした。また、河合塾は面談の中できんざん組合に相談することなく、今この場で決めるように求め、組合と相談したとしても結論は変わらないなどといつて誓約書の作成を迫りました。

また、河合塾は書記長となったS講師（二三年勤務）に対して、講師の親睦団体の幹部を通して、組合からの脱退を執拗に迫つて支配介入し、団体交渉には労務屋といわれ、他の学園の団体交渉では組合幹部に暴力をふるつた者でしかも正式の本名も経歴も明らかにせず、団交の席ではユニオン

の揭示要求について組合員の氏名を明らかにしなければ応じられないかのような言動を繰り返す者の退席要求を無視し、他方で、団体交渉の実を上げるために小中学生対象の事業の実際の直接責任者に対する団交出席の求めに応じないなどおよそ誠実義務に反する対応を取りました。

加えて、講師にとつて重要な共済組合の脱退条件などの話し合いについて全く応じないとか、河合塾からの出向講師の労働条件の問題についてもそれは出向先の問題である等と言って団体交渉の議題にすることを拒否してきました。

ユニオンの揭示要求等に対してスペースがないなどというものの、講師の有志団体の揭示を認めたり、また、かつて、河合塾においては講師制度などに対する講師の意見などを紹介するチラシが大々的に配られていたにもかかわらず、ユニオンがチラシ配付をしようとするのとたんこれを規制し、あろうことかユニオン対策のために講師団体に對して公然と揭示等を抑えるようにと要請したり、組合の機関誌第一号の内容に不当にも介入するなどユニオンの大事な広報活動を制限してきました。

2 不当労働行為救済の申し立て

河合塾ユニオンは、二〇二二年八月、これらの河合塾の行為を不当労働行為として、愛知県労働

委員会に對してその救済を求めました。

ところが、河合塾はその審理中に、S書記長が厚労省が労働契約法の改正の説明のために発行したリーフレットを、河合塾が雇用期間の変更などを十分な説明もなく強行しようとする中で雇用の不安を感じている事務職員数人に対して封筒に入れて手渡ししたり(一部には宛名も記載)、また、事務管理職らの求めに応じて手渡したことやありもしない「暴言」を口実に、契約期間中であるにもかかわらず、一方的に講師契約を打ち切るという暴挙に出ました。これはユニオンの活動の中心的存在であったS書記長を塾外に放り出すことによつて二挙にユニオンの活動の停滞を図ろうとするものでした。

そして、河合塾はS書記長が業務委託講師契約者であり、労働者ではなく不当労働行為の問題にはならないと執拗に主張し、雇止め撤回の団体交渉の申し入れも拒否し、労働委員会の審理の中では、S書記長は労働組合法上の労働者でもなく、労働契約法上の労働者でもないなどと言つて本件において不当労働行為の問題にはならないなどと主張しました。

3 愛知県労働委員会の判断について

愛知県労働委員会は二〇二六年八月三〇日付(九月二〇日送付)で、S書記長の労働者性を認めると

共に同書記長に関する不当労働行為について全て認め、この点については救済命令を下しました。

これは、河合塾がS書記長は講師職講師契約(河合塾自体も労働契約とする契約)による講師ではなく、業務委託講師契約による講師であり(河合塾はこれを労働契約ではなく委託契約であるとすると)、しかも講師において、いずれの契約にするか「選択」できるので、S書記長の契約終了は不当労働行為の救済の対象にはならないとする主張をすることに対して、労働委員会は根拠がないとしました。今なお、学習塾の多くの講師が労働者扱いされず「非常勤」状態であることに対して一石を投じたものとなりました。

しかし、他の点についてはユニオンの主張を認めませんでした。その理由は、勝手に河合塾が決めた一方的で不当かつ恣意的なアンケート結果を「基準」とするものであったり、日本の労働運動が築いてきた企業内の組合広報活動の到達点をないがしろにするものであり、また正常な労使交渉による解決を求めている河合塾ユニオンを忌み嫌う河合塾を容認するものでした。

4 今後の課題

ユニオンのメンバーはこれまで支援を受けて署名や塾前宣伝に取り組んできました。また、申立審理過程では労働者委員の理解を深めてもらうよ

うな取り組みも行ってきました。

しかし、ユニオンも河合塾も前記命令を不服と

して中央労働委員会に対して再審査請求を申立て、ステージが変わりましたが、河合塾の不当労働行

為を一層明らかにする取り組みを始めています。

「共謀罪」法案への取り組みを

東京 町田 伸一

1

現政権は、平成二八年(二〇二六年)臨時国会への提出を諦めた「テロ等組織犯罪準備罪」法案を、平成二九年(二〇一七年)通常国会に提出することを目論んでいる。

「テロ等組織犯罪準備罪」の実は「共謀罪」であり、「共謀罪」法案は、過去三度にわたり国会に提出され、その都度世論の反対にあい廃案とされたものである。

「共謀罪」法を成立させてはならない。

2

過去に廃案とされた「共謀罪」法案についての政府の説明は、その必要性については、二〇〇〇年一月に国連総会で決議された国際越境犯罪防止条約を我が国も批准すべきである

ところ、同条約五条が締約国に立法化を求めていることから、同条約批准のためには「共謀罪」創設が必要、とのものであった。また、二〇〇六年に廃案とされた法案の概要は、長期四年以上の刑を定める犯罪について団体の活動として対象犯罪行為を実行するための組織により行われるものであり、処罰対象は共謀(合意)した者とされ、自首減免規定が存した。

これに対して、報道に拠れば、今般の「共謀罪」法案は、二〇二〇年東京オリンピック開催が決定されたことを奇貨として、国際テロへの対処を名目に加え、名称を「テロ等組織犯罪準備罪」とし、適用対象を「組織的な犯罪集団」

3

これに対して、報道に拠れば、今般の「共謀罪」法案は、二〇二〇年東京オリンピック開催が決定されたことを奇貨として、国際テロへの対処を名目に加え、名称を「テロ等組織犯罪準備罪」とし、適用対象を「組織的な犯罪集団」

とし、処罰対象を犯罪の遂行を二人以上で計画した者とし、当該犯罪の実行の準備行為を罰するとされる。

4

ここでは、過去の法案が廃案とされた理由は措置、今般の法案の問題点をみる。

まず、国際越境犯罪防止条約批准の必要性が存するとしても、経済的組織犯罪対処を目的とする同条約批准のために、越境性をも要件化せず、かつ、係る極端な内容の法律を制定する必要性が存しないことは、既に同条約を批准した諸外国の例から明らかである。

また、政府による「テロ」対策との説明は、「テロ」とはおおよそ関係性を想起することができない

公職選挙法・道路交通法違反をも含めた六〇〇個以上の共謀罪を創設すること、明らかに反している。「共謀罪」創設目的は別にある。さらに、仮に、政府による「テロ」対策との説明を前提としても、日本国内におけるテロ発生の可能性の低さ、及び、そもそも「テロ」に対してはその結果ではなく原因に対処せねば実効性がないことは昨今の世界の事例から最早明白であることから、「共謀罪」には立法事実を認めることができない。

加えて、「組織的犯罪集団」の明確な定義は法案中に存せず、市民団体・労働組合等が「組織的犯罪集団」に該当するかどうかは、警察・検察による恣意的判断に委ねられている。

さらにまた、「共謀罪」の構成要件である「その共謀に係る犯罪の実行に必要な準備その他の実行行為」の実行該当性判断もまた、捜査機関による恣意的判断に委ねられている。

そもそも、現行の未遂、予備(四〇個)、準備(九個)、共謀(二五個)、陰謀(八個)罪に加え、六〇〇個以上の行為を犯罪化することは、刑法の既遂処罰の原則に反するものである。

「共謀罪」法案は、提出を許さず、仮に提出されたならば必ずや廃案にすべき法案である。

5 以上の観点から、二月二四日、青法協弁学合同部会は、社会文化法律センター、

自由法曹団、日本国際法律家協会及び日本民主法律家協会との法律家五団体共催に、盗聴・密告・冤罪NO！ 実行委員会及び盗聴法廃止ネットワークの市民二団体の協賛を得て、「共謀罪」創設法案の国会提出を許さない院内集会を開催した。さらに、二月二五日には、前記七団体共催の集会「刑訴法等改悪と共謀罪くえん罪はさらに増える」を開催する。

法までが成立すれば、監視社会化・治安国家化はほぼ完成し、市民・団体の行動は逐一警察権力に把握され、政権に反対意見を持つ市民・団体には刑罰が科され、あるいはその威嚇の下に運動は萎縮することになり、戦争国家と相俟った暗黒社会の到来である。

二月二五日集会への多数のご参加を御願いと共、各地でのさらなる取り組みを呼び掛けたい。

〈市民・法律家七団体共催〉

「刑訴法等改悪と共謀罪

くえん罪はさらに増える」

【日時】二月二五日(木)一八時一五分～二二時(開場一八時)

【場所】文京区民センター3A会議室(東京都)

【講演】内田博文氏(神戸学院大学・九州大学名誉教授)

【提起】一木明氏(弁護士・今市事件弁護士)

【共催】法律家五団体(社会文化法律センター／自由法

曹団／日本国際法律家協会／日本民主法律家協会／青法協弁学合同部会)

市民二団体(盗聴・密告・冤罪NO！ 実行委員会／盗聴法廃止ネットワーク)

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

12月16日(金)10時～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

12月22日(木)17時～ 宮本智法律事務所
終了後、忘年会

連続企画「国会答弁を斬る」④

安倍政権の言葉に宿る言霊

憲法委員会 岸 朋弘

はじめに

今回は、後方支援法制がテーマです。安保法制（戦争法）を構成する法律のうち後方支援について定めているのは、重要影響事態法（改正周辺事態法）と国際平和支援法（同法の文言では「協力支援」）です。

これらの法律が定める後方支援は、これまでの自衛隊の活動を地理的にも内容的にも拡大させ、武力行使との一体化を生じさせるもので憲法九条に違反します。以下、敷衍して述べます。

1 後方支援の実施地域及び内容について

安保法制が施行されるまで、自衛隊の活動地域は、①現に戦闘行為が行われておらず、かつ、②そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域＝非戦闘地

域に限られていました。それは、支援活動を行う自衛隊員の生命・身体の安全を確保するためであると同時に、憲法的な視点から見れば、「武力行使との一体化」にあたらぬことを担保する趣旨と考えることができます。戦闘地域は時々刻々と変動することから、②の要件を定めることによつて、余裕をもった活動範囲を設定していたのです。しかし、安保法制では、自衛隊の活動範囲が「現に戦闘行為が行われている現場」でなければよいとされ、前記②の条件が緩和されています。

この点、中谷元防衛大臣（当時）は「法律上、自衛隊の部隊等が活動を円滑かつ安全に実施することができるよう活動の実施区域を指定することとなっており、いま現在戦闘行為が行われていないだけではなく、自衛隊が現実活動を行う期間について戦闘行為がないと見込まれる区域を指定する」旨の答弁をしました（二〇一五年五月二六

日）。法律上の制限は緩和させるけれども、防衛大臣の判断によつて、危険な地域で活動させることはないとしているのです。

他方で安保法制は、自衛隊の後方支援の内容について、これまで実施できなかった弾薬の提供、武器の輸送、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を可能にしています。

この点、横畠内閣法制局長官は「これまでは実際のニーズがないという理由で弾薬の提供等を除外していたのであり、それらの行為が武力行使との一体化を生じさせるわけではない」旨の答弁をしました（二〇一五年八月三日）。それに対して、参議院での参考人質疑において、周辺事態法制定時の内閣法制局長官である大森政輔参考人から、「弾薬の提供等は典型的な一体化の類型であるが、表面上はニーズがないということにした」との意見陳述がされました（二〇一五年九月八日）。しかし、横畠長官はその後も、あくまでニーズの問題だとする答弁を繰り返しました。なぜ弾薬の提供等が「武力行使との一体化」にならないかの理由は述べられていません。

百歩譲つて弾薬の提供等について武力行使との一体化が生じない場合があるとしても、次の問題を指摘することができます。安保法制のもとでは、輸送できる武器に法律上の制限はないため、核兵器、毒ガス兵器、クラスター爆弾、劣化ウラ

ン弾なども輸送できることとなります。この点について中谷防衛相は、輸送できる弾薬の種類に制限がないことを認める答弁をしたうえで（二〇一五年八月四日ほか）、輸送の依頼があった場合には拒否するとしました（二〇一五年八月五日）。ここでも、法律上の制限はないけれども防衛大臣の判断によって制限をかけるというのです。

以上のように安民法制下での自衛隊の後方支援の枠を定めるのは基本的に防衛大臣の判断であり、法律上は歯止めがありません。法律上は「武力行使との一体化」と評価せざるを得ない活動を許容しており、憲法九条に違反することは明白です。

なお、少し視点が変わりますが、国際的にみると、後方支援は兵站活動＝ロジスティクスと呼ばれるものにあたります。兵站活動は、日本も批准しているジュネーブ諸条約第一追加議定書において、軍事攻撃の対象となるとされています。これは、国際的な常識に照らせば、兵站が戦闘行為の一部だとされているからではないでしょうか。

2 武器の使用について

安民法制は自衛隊に対する攻撃の可能性を甘受するものですから、自衛隊員の身体・生命が危険にさらされる場合が生じます。そのとき、安民法制は自衛隊に「武器の使用」を認めています。武器の使用と武力の行使は異なるから、武器の使

用を認めても憲法九条には違反しないという論理です。

しかし、国際的にみれば、武力の行使とは別に武器の使用という概念はなく、武器の使用も武力の行使を含めて考えられています。

安民法制は、国際的には「武力の行使」にあたるものについて、言葉遊びをして、理屈も根拠もなくあたらないのだと強弁するものだといえるでしょう。

おわりに

後方支援に関する答弁を見ると、私は、現在の政権を言霊政権と呼びたくくなります。防衛大臣が許可している限り自衛隊が活動することは許され、政権が「武力の行使」「武力行使との一体化」に当たると言わない限り後方支援も武器の使用も合憲となる。要するに、政権が違憲だと言うことによって後方支援等は違憲になる、合憲だと言っている限りそれらは合憲なのだ和本気で信じているのではないかと疑いたくなります。これは、政権の言葉に何か特別な力が宿っていると考える言霊思想だといえます。

そのような言霊思想は、個人的な思想としては自由ですが、憲法によって権力を縛ることを主眼に置く近代立憲主義からすれば断じて受け入れることはできません。

パンフレット

**「ちょっと待って、安倍さん！
集団的自衛権を考えよう」**

Q&A（改訂版）をぜひ活用下さい

憲法委員会では、標記パンフレットにある「今後の立法措置」の部分を、情勢に合わせて大幅に改定いたしました。会員のみならず講演する際の資料として活用していただくと幸いです。ぜひ憲法破壊の流れを断ち切る大きな運動を作り上げていきましょう。

申込用紙は弁学会合同部会のホームページにもアップされており、お手数ですが、プリントアウトして必要事項を記載のうえ、ファクスあるいはメール添付でお申し込みください。



体裁 B5変形16頁
頒価 1部100円

COLAP創立シンポジウム&懇親会に 参加してみませんか

—アジア太平洋法律家会議から、協会設立へ—

COLAP実行委員会 磯部 たな
国際委員会

第一 アジア太平洋法律家協会

(COLAP※)の設立について

二〇一六年六月に、ネパールにて、COLAP 16(第六回アジア太平洋法律家会議)が開かれました(No.五四五、五四六)。そこでは、平和や人権、民主化に取り組んでいる国々の法律家等が集まり、自国の活動の報告をしたり、意見交換を行ったりしました。日本からも日ごろ、平和、民主化、人権等の活動に精力的に取り組んでいる弁護士、学者等が参加しました。

参加した日本の法律家は、それぞれの日ごろの活動の取り組みを英語で紹介し、他の国の参加者からの質問に回答しました。また、各人が、それぞれ興味のある分科会(平和、人権、民主主義、経済発展)に参加し、他の国の法律家による他の国での平和、人権等に関する現状や活動についても報告を聞きました。他国の悲惨な人権侵害の状況やそれに負けじと活動する法律家の様子を知ることができました。更に、太平洋の地域で、共通して考えなければならぬ問題や、それに対する様々な考え方も明らかになりました。

そうしたことも踏まえて、COLAP 16においては、初めて、太平洋の様々に生起する問題に対応するための恒常的な組織として、アジア太平洋法律家協会(COLAP)が設立されました。

これまでは、四年に一回、会議がひらかれていたにすぎません。そのような中で、恒常的な組織として、COLAPが設立されることは、非常に重要かつ、今後の活動に期待が持てます。各国と共通して、世界規模のキャンペーンを行ったり、また、自国で生じていない人権問題等について情報をキャッチし、未然に防ぐことができたりするかもしれないからです。

COLAPは、まだ、設立されたばかりで、どのようなキャンペーンを行っていくかということについては、議論している途中ではありますが、世界の平和と人権、そして経済や民主化について問題を顕在化させ、加入国と連携して様々な課題に取り組んでいくことを目指しています。

日本で多くの法律家が、様々な活動に取り組まれているらしいです。そうした活動や課題を世界に紹介してみたいかがでしょうか。COLAPをどんな形にするか、日本は其中でどのような役割を担っていくのか等についてはまだまだ決まっていません。一緒に作り上げていきませんか。

【※注】アジア太平洋法律家協会の正式名称はConfederation of Lawyers of Asia and the Pacificであり、過去6回開催された会議(Conference of～)と同じく、略称は「COLAP」となる。これは、慣れ親しんできたCOLAPという名称を残してさらに発展させたいという願いを込めたことによる。(編集部)

第二 COLAP創立シンポジウムと

懇親会への誘い

今般、COLAP（アジア太平洋法律家協会）の執行部会が日本で開かれることに伴って、COLAPの創立シンポジウムが日本で開催されることになりました。

そもそもCOLAPとは何なのか、何を目指していくのかについて、七か国の法律家が話し、会場からの質問もお受けします。また、その後は、懇親会の開催を予定しております。この機会に太平洋地域の法律家と親睦を深めてみてはどうでしょうか。新しい年の初めに、新しいことを始めてみたい方、世界と少しつながってみたい方、そして、暇な方、どうぞふるってご参加ください。興味のある方であれば、どなたでも参加できます。

詳細は、左記のとおりです。

【COLAP創立シンポジウム 歓迎パーティー】

日時 二〇一七年一月七日(土)

午後三時～ COLAP創立シンポジウム
午後五時半～ COLAP歓迎パーティー
(新年にちなんだ企画も予定しています)

場所 Ryozan Park 大塚

一七〇〇〇〇五 東京都豊島区南大塚三

一三六―七 南大塚T&Tビル七階

JR山手線「大塚駅」徒歩三分、都電荒

川線「向原駅」三分、東京メトロ丸の内線

「新大塚駅」八分

参加費 歓迎パーティーのみ三〇〇〇円(シンポジウムは無料)

ウムは無料)

申込先 jaisa@jaisainfo

FAX 〇三三三二五一一〇二五

※なお、アジア太平洋法律家協会の執行部関連のイベント等の日程は左記のとおりです。

(二〇一七年)

一月七日 COLAP創立シンポジウム及び歓迎パーティー

迎パーティー

一月八日 COLAP執行部会

一月九日 IADL(国際民主法律家協会)南

シナ海会議

【カンパのお願い】

二〇一六年七月に発足したCOLAPはこれまでに、七月にバン格拉デシュ・タッカで起きたテロ行為に対する非難声明、南シナ海問題の国連仲裁裁判決定遵守を呼びかける声明、パキスタンで起きたテロ行為に対する非難声明、トルコ政府に対するCHD(トルコ進歩法律家協会)副会長の釈放要求声明、を発表してきました。

今後は、アジア各国に共通する問題の縦断的

な調査活動や、アジアの法律家たちによる国際会議、アジアから世界に向けた情報発信などの活動を行っていきたくと考えています。

もつとも現在、発足したばかりで運営資金が不足しています。そして今後の本格的活動のために運営資金を必要としています。そこでみなさまにお願いがあります。私たちの活動にご参加ください。そして資金的にも援助をしていただけないでしょうか。

COLAPの運営に皆さまのお力をお貸しください。皆さまのご協力により、COLAPはよりよい活動ができます。左記の預金口座にお振込ください。おいくらかでもありがたいです。

【カンパ振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店
普通預金
口座番号…0234678
口座名義人…アジア太平洋法律家協会日本

事務所

国民に開放された法曹養成制度に

東京 岸 朋弘

はじめに

今回、法曹養成制度について考えた。法曹二元、弁護士倫理、法曹人口など、様々な問題があることを知った。本稿では、紙幅に限りがあるので、これまでの連載に合わせて、法科大学院の高学費の問題と給費制廃止の問題に絞って、(暫定的な)私見を述べる。

なお、法曹養成制度に関する資料を参考にすると十分な時間はなかったため、戦前・戦後における我が国の法曹養成制度についてわかりやすく述べられている給費制違憲訴訟の訴状を参考にさせていただいた。

1 本稿の視点

望ましい法曹養成制度とは。その問いに対する一つの視点として、私は次のように考えた。

すべての制度は、正義に適うものでなければならぬ。制度を設計するうえで、不正義を無視して効率性、継続性、安定性などの他の要素を優先させてはならない(正義に適えば制度に値するわけではないが)。そして、富や所得の大小によって法曹選択の機会に不公平が生じるならば、そのような法曹養成制度は原則として不正義であると考え。その理由や例外については、紙幅に限りがあるので割愛する。

2 法科大学院の学費の問題

法科大学院の学費は高額である。私は、都内の私立ロースクールであったため、特に学費が高かった。正直いって、経済的支援をお願いした親に対しても、しわ寄せを被る弟に対しても申し訳なかった。私は、学費(実際には学費の半額免除を受けていたので負担しなけれ

ばならない学費は半期分)は親に出してもらい、普段の生活費は奨学金で賄った。クラスメイトには総じて「金持ち」が多かった。法科大学院進学のためには多額の費用を要し、「金持ち」でなければ法曹になれないという状況が生まれていることを実感した。

そのような状況をどのように考えるべきであろうか。私は、法曹になるために法科大学院修了を強制する法曹養成制度は不正義であると思う。経済的事情によって、法曹になる機会を与えられる者とそうでない者を生むからである。一方で現在、予備試験が開始され、その合格者も増加している。それにより、法曹選択の機会の不公平は多少なりとも改善されるであろう。予備試験に対しては賛否両論あるが、現在の法科大学院の学費のもとでは、予備試験合格者を増加させるべきであると考ええる。

もっとも、予備試験の合格者を増加させることによって、法曹選択の機会は公平に配分されるかもしれないが、一方で、法曹教育の機会の不公平は生じていないかという疑問が生じる。この問いは、法学部と法科大学院の質的な違いや、法科大学院における教育内容についても踏み込まなければならぬ問題のよう思う。今後の課題としたい。

ロースクールの実情と 法曹養成

私は貸与制度を利用し、毎月二二万円程度の引越し代やアパートの賃貸費用、書籍代、交際費などに多額のお金がかかる。そのような司法修習中の出費を賄うためには、大きなスポンサー又は十分な蓄えがない限り、貸与制を利用せざるを得ない。

私は貸与制度を利用し、毎月二二万円の貸与を受けた。二二万円という金額は、私にとっては十分な金額であったが、家賃の高い地域に居住することになった修習生や、就職活動で地方と東京とを往復しているような修習生にとっては、十分とはいえない金額であったようである。また、なにより貸与制のもとでは数百万円の借金を背負うことになり、その経済的負担は大きい。

また、現在、学費の全額ないし半額免除制度や手厚い経済的援助制度を導入している法科大学院もある。そうすると、法科大学院の学費が高いから法曹に進む機会を奪われているという論は、説得力を欠くかもしれない。その点については十分に検討できなかった。他の若手弁護士に譲る。

3 給費制廃止の問題

以上のような貸与制がもたらす経済的負担は、法曹になることを諦める者を生む。したがって、給費制の廃止は、法曹選択の機会に不公平を生じさせており不正義である。これに対しては、次のような反論が想定される。貸与という形で生活を保障し、お金のない者でも修習に臨めるようにしているのであるから、法曹選択の機会に不公平はないというものである。しかし、そのような論者は、貸与制による経済的な負担から修習を辞退する者が実際に現れているという生の事実を看過していると思う。

給費制違憲訴訟の訴状や被告準備書面を読んでいると、給費制廃止の主たる理由に財政的事情があることを知った。しかし、あらゆる制度は原則として正義に適っていなければならない。例外的に給費制廃止による不正義よりも大きな不正義を是正するという状況が存在すれば格別、抽象的な財政事情論による給費制廃止は許されないと考える。「国民の理解」とか「限りある財政資金」などという抽象的な理由は、給費制廃止の理由にはならない。国には、給費制を維持することによる不利益（不正義）を具体的に明らかにすることを求めたい。

おわりに

以上の私見は、およそ法律家の意見ではない。自分自身でも、たくさんの反論が思い浮かぶ。「正義」という発想のみで法曹養成制度を論じることが短絡的であることも承知している。ただ、私の意見は、実際に法曹になることを諦めた友人や一〇〇〇万円を超える借金を抱え苦しんでいる同期の弁護士を見ていて感じた直感から出発している。自分の感じた直感を、どのように整理できるか試みた結果、とりあえず以上のように整理されたのである。

みなさんどのように感じるだろうか。国民の大部分は法曹の道に進むことに魅力を感じていない。法曹に挑戦しても、大きな後悔をもって別の道に進む者がいる。法曹になっても、借金返済に不安をかかえてお金を稼ぐことに捕らわれ続けている若手弁護士がいる。そのような状況をもたらす法曹養成制度が社会常識に照らしておかしいということは、大多数の者にとって共有できる感覚ではないか。

学生会の
修習生報告

東京オリンピックピック招致問題

～浄化政策と排除の祭典～

六九期司法修習生

2020
TOKYO

はじめに

二〇一六年一〇月八日、東京法律事務所にて、青法協弁学会合同部会憲法委員会に共催いただき、同修習生部会が主催する「東京オリンピック招致問題～浄化政策と排除の祭典～」と題する学習会が行われた。私は本学習会の呼びかけ人として企画に携わったので、その内容について報告する。

ゲストスピーカーには一橋大学大学院言語社会研究科の鵜飼哲教授、墨東法律事務所の山本志都弁護士にお越しいただいた。ご講演の中身を抜粋して紹介するため、不正確な箇所が含まれることをご容赦願いたい。

「招致」される非常事態——二〇二〇年東京オリンピックとは何か（鵜飼教授講演）

(1) 異常な事態の連続

東京オリンピック招致問題を交通整理すること

は容易ではない。しかし、築地市場豊洲移転／五輪財政の膨張／明治公園からの野宿者排除／霞ヶ丘アパートの取り壊し／都・国・JOCの関係調整の混乱／国立競技場建て替え／エンブレム／裏金／都知事の交替など、五輪招致に関連する出来事を羅列してみただけで、こうした山積みの問題状況にもかかわらず反対する声が少ないことの異常性が浮き彫りになる。

(2) 復興という欺瞞

招致活動の段階から「復興五輪」というコンセプトが何度も宣伝されてきたが、政府は原発事故の持続、除染・収束労働者の被曝、数十万人の避難生活者の存在を置き去りにしながら東京の再開発を優先し、被災地の資材・資金・労働力不足を招いている。

同時に、二〇二〇年大会が「復興五輪」と位置付けられることにより、復興イメージを先取りして祝賀する祭典となることが予定されている。本

当の復興を実現するのではなく、復興したことにするのである。放射能がアンダーコントロールなのではなく、明白な虚偽発言を止めることができないでいること自体、日本の民衆がアンダーコントロールだと宣言させることになっている。

(3) 招致される非常事態

政府は共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）の新設を企図し、地対空ミサイルの配備強化にも着手した。マイナンバーをスタジアムのチケット購入に使用する案も出されている。オリンピックは自然災害と異なり、みずから「招致」される非常事態である。これを口実にテロ対策や住民管理、監視社会化を押し進めようとするには、改憲の先取的な狙いがある。

東日本大震災という未曾有の複合災害を乗り越えるためには、スペクタクルとしての五輪（＝非常事態）をもって大衆の記憶を塗り替えることが必要となった。しかし、そこで行われていることは、社会的矛盾を再び覆い隠し、反対の声を上げられなくする雰囲気醸成することに他ならない。

明治公園からの野宿者追い出し—あらわになつた「排除の祭典」の本質（山本弁護士講演）

五輪のメイン会場＝国立競技場の建設地とされた明治公園では、ここで長年暮らしてきた野宿者（以下、住民らという）に対して、招致決定後

の二〇一三年一〇月から何回も排除攻撃が加えられてきた。JSC(日本スポーツ振興センター)と住民らは二〇一四年七月から約一年間に渡って七回の協議を行い、「強制排除はしない、話し合いで解決していく」と約束していたが、今年に入ってからこうした経過を無視し、追い出しが本格化した。

二〇一六年二月二十七日、東京都はJSCに明治公園敷地を無償貸与し、「廃園」手続きを行った。翌二八日早朝、明治公園の出入り口をバリケード封鎖するため大量の警察官、警備員を動員して、JSCはクレーン車で鉄パイプを組んだバリケードを吊り下げ、抗議する住民や支援者の頭上をかすめるようにして設置するという蛮行に出た。三月二日、この際に「公務執行妨害」を行ったとして支援者一名が令状逮捕され、マスコミにより大々的に報道された。

住民や支援者らが繰り返し話し合いによる解決を求めて来たのに対し、三月一四日、JSCは野宿者三名を債務者として仮処分命令申立てを行った。申立書の中で、新国立競技場がメイン会場となるのは国策だから、二〇一九年一月までに完成させ、オリンピックを成功させるといふ重大な責務があるとし、このままでは開催が危ぶまれる状態であると述べ、オリンピックによる排除であることを謳った。

東京地裁保全全部は決定を出す時期について回

答を拒否し続け、四月一五日(金)にこっそりと保全命令を发出した(代理人に到達したのは翌週月曜)。翌二六日、何十人も執行補助者を引き連れ、周囲に警察官を多数配置して、保全執行が行された。JSCが明治公園敷地の使用貸借を受けることにより、形式上は東京都が債権者とならないことが可能となり、野宿者が生活するための代替地の準備など、行政としての義務や公法上の制約を不当に免れている。

住民らは(こもればテラス)というテントの拠点を再建して、追い出し攻撃に対する生存をかけた闘争を現在も続けている(二〇一六年一〇月八日現在)。

派生するその他の問題について (会場フリートーク)

(1) スノーボードの創造性の破壊

スノーボードは近代スポーツが内包する「競争原理」「勝利至上主義」から離れ、自由な感覚と表現それ自体を大切に、楽しみや快楽の追求に身体を駆使していくライフスタイルの一つとして生まれた。しかし、オリンピックでは競争と結果が重視され、評価されるトリックをめぐる身体表現が規制される。

(2) 五輪報道にかき消されるもの

今夏のリオ五輪報道の裏では高江のヘリパッド建設のため五〇〇名もの機動隊が投入され、抗議

する市民を強制排除している。沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事件はアテネ五輪の報道に隠れて本土では大きく取り上げられなかった。

(3) オリンピックと労働問題

建設業、サービス業での一過性の労働需要により、非正規労働者、外国人労働者の処遇が必ず問題になってくる(リオでは建設労働者や公務員への給与未払いで暴動が起きていた)。通訳スタッフとして学生ボランティアの動員が予定され、過酷な使い捨てやダンピングの問題などがある。

おわりに

オリパラ教育や象徴空間(アイヌ文化復興に関するナショナルセンター)の開設、天皇の生前退位など、紙幅の都合上ここに紹介しきれなかったものも含め、東京オリンピック招致開催にまつわる課題は多岐にわたる。

さまざまな人が抱いている多様な異議や違和感をどのように「組織」するかについて、これから法律家の果たすべき役割は大きいはずである。今一度、以下を五輪ファシズムに抗する合言葉として思い出したい。

“反オリンピックは参加することに意義がある。”
参考文献『反東京オリンピック宣言』(航思社)

委員会からのお知らせ

青法協会所属の法律事務所のみならず

七〇期向け四団体合同説明会へ 是非ご参加を

東京 今泉 義竜

12/10
(土)
in 東京

来たる二月二〇日(土)、七〇期司法修習生を対象とした、自由法曹団、日本民主法律家協会、労働弁護士、当部会の四団体合同事務所説明会が下記の通り開催されます。

事務所説明会には、例年人権活動に取り組み熱意のある八〇名程度の修習生が集います。新人獲得を少しでも検討されている事務所には、是非参加していただきますようお願いいたします。

なお、参加は難しいが意欲のある新人を募集している事務所につきましても、事務所の紹介、募集要項をA4一枚でメールにてお送り下さい。

参加要綱

【日時】二月二〇日(土)午後一時～

【場所】主婦会館プラザエフ「カトレア」

(JR四ツ谷駅から徒歩二分)

【参加費】(事務所説明会) 弁護士二人につき二万円(懇親会費) 弁護士二人につき二万円

【当日の予定】

一 二時半開場

二 三時開始(学習会)

七〇期司法修習生を対象にした学習会です。この時点では、事務所側は参加していただくことなく結構です。

一 四時 事務所説明会開始

* 弁護士は遅くともこの時間までにお越しください。

一 八時～ 懇親会

【お問い合わせ・参加受付】

参加される事務所は、事務所名、

参加者名をご記入の上、下記宛先までFAXまたはメールで二月二日(木)までに御連絡下さい。

東京法律事務所

TEL 〇三三三五五〇六一

FAX 〇三三三五七五七四二

E-mail inazumi@tokyolaw.gr.jp

大阪でも、「法律事務所就職説明会@大阪」 採用予定事務所の募集中

大阪 大前 治

1/28
(土)
in 大阪

大阪支部では、毎年、自由法曹団大阪支部、民主法律協会、日本国際法律家協会関西支部との四団体共催で、事務所就職説明会を開催しています。

来年も、次の予定で開催します。つきましては、採用予定(良い人がいれば前向きに検討も含む)事務所を募集しています。

大阪、関西以外の法律事務所のみならずにもご応募いただいで、修習生のみならずにも情報を提供させていただきます。

ご来訪いただく他、書面のみによるご参加も歓迎いたします。

詳細は、弁護士宮本亜紀(きづ)がわ

共同法律事務所までお問い合わせください。

【日時】二〇一七年一月二八日(土)

午後三時～懇親会・午後五時～

【場所】TKP大阪本町カンファレンスセンター・カンファレンスルーム 3A

(最寄駅：市営地下鉄(御堂筋線・四つ橋線・中央線 本町駅すぐ)

【お問い合わせ】

弁護士宮本亜紀(きづ)がわ共同法律事務所

TEL 〇六一六六三三二七六二

FAX 〇六一六六三三二〇四九四

E-mail miyamoto@kizugawa-law.jp



編集後記

▼行政の政策破綻が続いている。もんじゅの廃炉、豊洲移転、いずれも驚くべき無責任構造であり、再発防止のためには、経過の解明が必要だろう。決定権を持つ誰かの差配であることは誰でも推測できるのだが、問題はそれを看過した組織的な無責任だろう。何故こ

こまでの出鱈目が許容されるのか、民主政と行政機構のあり方が問われる。▼その究極の現れが集団的自衛権の容認であり、軍事政策での無責任には経済的破綻に留まらない恐ろしさがある。南スーダン派遣の継続は、その先取りになりかねない。この国の無責任構造を、徹底的に解明する取り組みを期待したい。

(米倉 勉)

今後の日程

【常任委員会】

*第3回 12月 2日(金)～3日(土) 沖縄

*第4回

2017年 3月 3日(金)～4日(土) 宇都宮

【第48回定時総会】

*2017年 6月24日(土)～25日(日) 東京

【第16回人権研究交流集会】

*2017年11月25日(土)～26日(日) 大阪